

1 (2) 課題

2 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、家庭、学校、地
3 域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、青少年の非行と被害の防止に取り組んでいく
4 ことが重要です。

5 さらに、インターネットを利用した取引の増加により、クレジットカードや電子マネー等
6 によるキャッシュレス決済の利用が今後ますます拡大していくと考えられることや、民法
7 の改正により、令和4年（2022年）度から成年年齢が18歳となり、親権者の同意がなくて
8 も自ら契約ができるようになったことなどから、電子マネー等の利用に関する留意点や消
9 費者トラブルに関する啓発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。

10 いじめや、不登校等の重大な課題に対しても、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人
11 権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠です。

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

3 子どもの貧困の現状と課題

(1) 子どもの貧困の現状

① 我が国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和3年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は、平成24年（2012年）に16.1%であったものが令和3年（2021年）には15.4%と減少し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から11.5%と減少しているものの、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。

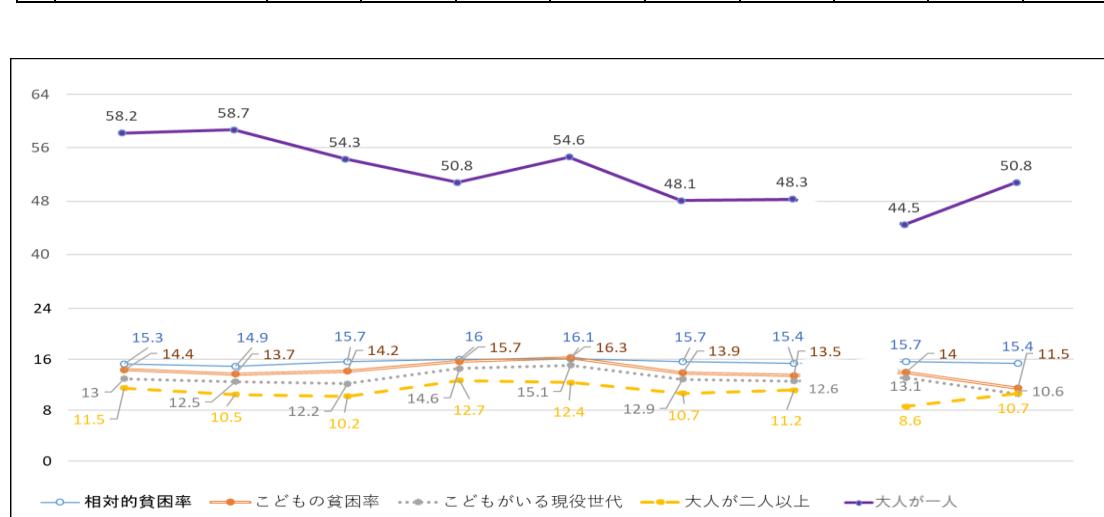
また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べ非常に高い水準となっています。

なお、令和3年（2021年）からは、新基準の数値となっています。

図表 16 貧困率の推移

（単位%）

	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)		2021 (R3)
							旧基準	新基準	
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7



厚生労働省「国民生活基礎調査」

注) 2018年（平成30年）の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

1 ② 本道における子どもの貧困の現状

2 都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等を
3 基に、本道における子どもの貧困の現状を分析します。

4 ア 生活保護世帯の現状

5 本道における生活保護の状況は、令和6年（2024年）4月時点で121,520世帯、149,371
6 人、保護率は2.93%となっており、平成31年（2018年）4月時点（第2期貧困対策計画策
7 定時）に比べ、世帯数は1,698世帯（1.38%）、受給者数は9,939人（6.24%）減少してい
8 ます。

9 保護率は、0.08ポイント低下していますが、全国の状況と比較すると、本道の保護率は全
10 国（1.62%）を1.31ポイント上回っています。

11
12 図表 17 生活保護の状況

	H31.4（第2期北海道貧困対策推進計画策定時）		R6.4	
	全道	全国	全道	全国
被保護世帯数（世帯）	123,218	1,634,353	121,520	1,647,853
被保護者数（人）	159,310	2,081,339	149,371	2,011,281
保護率（%）	3.01	1.65	2.93	1.62

13 厚生労働省「被保護者調査」

14 また、本道におけるアイヌの人たちの生活保護の受給率は令和5年（2023年）の調査で
15 4.10%と、アイヌの人たちが居住する市町村の住民全体の保護率と比べ、0.94ポイント上
16 回っており、経済的に厳しい状況にあるといえます。

17
18
19 図表 18 アイヌの人たちの生活保護の状況

	H29	R5
被保護世帯数（世帯）	281	359
被保護者数（人）	386	466
保護率（%）	3.61	4.10
（参考）アイヌ居住市町村の保護率（%）	3.21	3.16

20 北海道「アイヌ生活実態調査」

1 イ ひとり親世帯の現状

2 本道におけるひとり親世帯は、令和2年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世
3 帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世
4 帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているもの
5 の、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）
6 を0.36ポイント上回っています。

7

8 図表 19 ひとり親の世帯数

	H27		R2	
	全道	全国	全道	全国
ひとり親世帯（世帯）	50,132	838,727	40,970	721,290
全世帯に占める割合（%）	2.06	1.57	1.65	1.29

9 総務省「国勢調査」

10

11 道内のひとり親世帯の収入について、母子世帯の年収を見ると、200万円未満の世帯が令
12 和4年（2022年）時点で45.1%となっています。

13 また、父子世帯の年収は、200万円未満の世帯が16.0%で、母子世帯、父子世帯ともに5
14 年前に比べ、減少しています。

15

16 図表 20 道内の母子世帯の収入

	H20	H24	H29	R4
200万円未満（%）	58.6	57.1	54.7	45.1
200～300万円未満（%）	28.6	29.9	30.0	32.9
300万円以上（%）	12.9	13.0	15.3	22.0

17 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」

18 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭（父と子、母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

19

20 図表 21 道内の父子世帯の収入

	H20	H24	H29	R4
200万円未満（%）	16.3	20.5	19.6	16.0
200～300万円未満（%）	27.9	30.4	41.5	29.2
300万円以上（%）	55.8	49.1	38.9	54.8

21 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」

22 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭（父と子、母と子の家庭）の生活と意識に関する調査」

1 ひとり親家庭の親の就業率は、令和2年(2022年)国勢調査によると母子世帯で81.5%、
2 その雇用形態を見ると、正規の職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規の職員が
3 44.3%となっており、父子世帯では88.4%、雇用形態別に見ると、正規が72.0%、非正規
4 が7.5%となっています。

5 全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国を下回っています。
6 (全国 就業率:83.0%、正規職員の割合:50.7%)

7 一方、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国を若干上回っています。(全国
8 就業率87.8%、正規職員の割合50.7%)

10 図表 22 ひとり親家庭の親の就業率

全 体	北海道 (R2)		全国 (R2)		
	正規職員	非正規職員	全 体		非正規職員
			正規職員	非正規職員	
母子世帯 (%)	81.5	49.0	44.3	83.0	50.7
父子世帯 (%)	88.4	72.0	7.5	87.8	71.4

11 総務省「国勢調査」

12 ひとり親家庭の子どもの保育所や幼稚園への就園率は、全道で88.2% (R4年調査)と、
13 全国 (R3年調査:79.8%)に比べて高くなっています。

16 図表 23 ひとり親家庭の子どもの就園率

	全道 (H29)	全国 (H28)	全道 (R4)	全国 (R3)
ひとり親家庭の子どもの就園率 (%)	86.0	81.7	88.2	79.8

17 北海道「ひとり親家庭生活実態調査」 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

18 北海道民生委員児童委員連盟「ひとり親家庭(父と子、母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

20 以上のことから、就業率等の改善は見られるものの、世帯収入など、本道のひとり親家庭
21 が経済的に厳しい状況にあることは明らかであり、その状況は母子世帯においてより顕著
22 になっています。

1 ウ 経済的に困難な子どもの就学等の現状

2 本道における中学校卒業後の高校等進学率は、令和5年（2023年）で98.5%と、ほと
3 んどの子どもは高校等に進学しており、また、高校卒業後の進学率は51.5%、就職率は
4 17.9%、高等学校の中途退学率は、令和4年度（2022年度）に1.6%となっています。

5 一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの中学校及び高校卒業後の状況は
6 それぞれ全道平均に比べ進学率は低く、就職率は高くなっています。

7

8 図表 24 中学・高校卒業者の進学率、就職率（全道平均、全国平均）

	H30.5		R5.5	
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率（%）	99.3	99.1	98.5	98.7
就職率（中学卒業後）（%）	0.2	0.2	0.2	0.2
大学等進学率（%）	45.5	54.7	51.5	60.8
就職率（高等学校卒業後）（%）	23.5	17.6	17.9	14.2

9 文部科学省「学校基本調査」

10

11 図表 25 高等学校等の中途退学の状況（全道平均、全国平均）

	H30 年度		R4 年度	
	全道	全国	全道	全国
中途退学率（%）	1.7	1.4	1.6	1.4

12 北海道教育庁「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

1 (ア) 生活保護世帯のこども

2 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高等学校等進学率は、令和5年（2023年）4月1
3 日現在で●%、就職率は●%となっており、全国の状況と比較すると、高等学校等進学率（全
4 国：●%）は●ポイント上回っており、就職率（全国：●%）は●ポイント下回っています。

5 また、全道平均の状況と比較すると、高等学校等進学率（全道平均：●%）は●ポイント
6 下回っており、就職率（全道平均：●%）は●ポイント上回っています。

7 さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中退率は3.7%となっており、全国の状況（●%）
8 から●ポイント下回っており、全道平均（●%）からは●ポイント上回っています。

9
10 図表 26 生活保護世帯のこどもの高校等進学率、就職率、高校等中退率

	H30.4			
	全道	全国	全道	全国
高等学校等進学率（%）	96.6	93.7		
就職率（中学卒業後） （%）	0.9	1.5	調査中	調査中
高等学校等中退率（%）	3.7	4.1		

11 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

12 注）生活保護世帯と、全世帯（（2）④）の数値は、算出方法が異なるため、単純比較には注
13 意が必要。

14
15 生活保護世帯のこどもの高校卒業後の大学等（専修学校等含む）進学率は●%（大学・短
16 大：●%、専修学校等：●%）、就職率は●%となっており、全国の状況と比較すると、大
17 学等（専修学校等含む）進学率（全国：●%、（大学・短大：●%、専修学校等●%））は
18 ●ポイント上回っており、就職率（全国：●%）は●ポイント上回っています。

19 また、全道平均の状況と比較すると、大学等（専修学校等含む）進学率（全道平均：●%）
20 は●ポイント下回っており、就職率（全道平均：●%）は●ポイント上回っています。

21
22 図表 27 生活保護世帯のこどもの大学等進学率、就職率

	H30.4			
	全道	全国	全道	全国
大学等進学率（%）	36.7	36.0		
大学・短大（%）	17.0	19.9	調査中	調査中
専修学校等（%）	19.7	16.1		
就職率（高校卒業後）（%）	51.5	46.6		

23 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

1 以上のことから、生活保護世帯の子どもの高等学校や大学等（専修学校等含む）への進
2 学率は、高等学校等進学率で全国より高い水準にあり、大学・短大進学率については低い
3 水準にあります。

4

5 (イ) 就学援助の状況

6 就学援助率については、令和4年度(2022年度)就学援助実施状況等調査によると、
7 17.45%となっており、全国（12.96%）の状況と比較すると4.49ポイント上回っています。

9

10 図表 28 就学援助の状況

	H28		R4	
	全道	全国	全道	全国
就学援助率（%）	20.99	15.04	17.45	12.96
要保護児童生徒（%）	3.32	1.36	2.12	0.94
準要保護児童生徒（%）	17.67	13.68	15.33	13.90

11 文部科学省「就学援助実施状況等調査」

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

1 (2) 課題

2 本道においては、全国に比べ、生活保護世帯や収入の低いひとり親家庭の割合が高
3 く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあります。

4 このため、生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを
5 充実して、収入の増加と安定を図る、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進め
6 る必要があります。

7 また、生活保護世帯の子どもの大学、短大への進学率や児童養護施設の子どもの大学
8 等への進学率は、全道平均と比較するといずれも低い状況にあります。

9 このため、就学援助制度の普及に加え、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の
10 充実を図るとともに、高等学校を卒業し、施設を退所した子どもたちの社会的自立に向
11 けた支援に重点を置いた対策を着実に推進していく必要があります。

12 さらに、各地域で、子どもの貧困対策について様々な取組が広がる一方、地域による
13 取組の格差が生じている状況にあります。

14 このため、生まれた地域によって子どもの将来が異なることがないよう、各地域において、情報の共有を図るとともに、市町村の計画策定や取組の充実を促していく必要があります。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

4 社会的養護の状況

保護者のいないこどもや虐待を受けたこどもなど、社会的養護を必要とすることもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うために、道内で 23ヶ所の児童養護施設等が設置等されています。

施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね 2:1 となっており、年々、家庭養護の割合が高くなっています。

図表 29 施設養護の状況

令和 5 年 3 月現在

区分	施設数	定員数	在所児童数
児童養護施設（本体）	23	1,138	934
児童養護施設（地域小規模）	28	166	
乳児院	2	60	47

図表 30 家庭養護の状況

令和 5 年 3 月現在

区分	施設数	定員数	在所児童数
ファミリーホーム	28	170	117
里親	1,016	376	526

令和 4 年度（2022 年度）に中学校を卒業した児童養護施設のこどもの令和 5 年（2023 年）5 月 1 日時点における高校等進学率は 100% となっており、全国の状況と比較すると、高校等進学率（全国：97.1%）は 2.9 ポイント高くなっています。

また、全道の中学校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率（全道平均：98.5%）、就職率（全道平均：0.2%）ともに同水準となっています。

令和 4 年度（2022 年度）に高等学校等を卒業した児童養護施設のこどもの令和 5 年（2023 年）5 月 1 日時点における大学等進学率は 38.2%、就職率は 48% となっており、全国の状況と比較すると、大学等進学率（全国：38.9%）は 0.7 ポイント低く、就職率（全国：51.6%）は 3.6 ポイント下回っています。

また、全道の高校卒業者の進学率、就職率と比較すると、進学率（全道平均：51.5%）は 13.3 ポイント低く、就職率（全道平均：17.9%）は 30.1 ポイント高くなっています。

図表 31 児童養護施設のこどもの高校・大学進学率

		H30.5		R5	
		全道	全国	全道	全国
中学校 卒業後	高等学校進学率	96.6	95.8	100	97.1
	就職率	0.7	2.4	0	1.4
高等学校等 卒業後	大学等進学率	27.9	30.8	38.2	38.9
	就職率	67.3	62.5	48.0	51.6

こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ

5 ヤングケアラーの現状と課題

道が令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが一定数いることや、ヤングケアラーに関する認知度が低いこと、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚が乏しいこと、誰にも悩みを相談した経験がないこども等が多いことなどが明らかとなっています。

図表 32 ヤングケアラーの状況（中学生・高校生）

区分	ヤングケアラーの割合（※1）	ケアの悩みを相談した経験の有無（※2）
小学5・6年生	4.7%	78.0%
中学校2年生	3.9%	81.5%
全日制高校2年生	3.0%	79.3%
定時制高校2年生	4.5%	37.5%
大学生	13.2%	67.2%

北海道「令和3年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和4年度ヤングケアラー実態調査」

（※1）自分が世話をしている家族が「いる」と回答した割合

※大学生については、「18歳未満にケアをしていた」及び「現在もケアをしている」という回答を合算した割合

（※2）ヤングケアラーがケアの悩みを相談した経験が「ない」と回答した割合

図表 33 ヤングケアラーの認知度

区分	内容を知っている	よく知らない	聞いたことがない	その他
中学校2年生	9.6%	14.6%	75.4%	0.4%
全日制高校2年生	14.2%	12.8%	72.7%	0.3%
定時制高校2年生	12.9%	16.3%	69.7%	1.1%
小学5・6年生	21.1%	25.3%	53.2%	0.4%

北海道「令和3年度ヤングケアラー実態調査」及び「令和4年度ヤングケアラー実態調査」

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにも関わらず、こども本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に気付き、把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

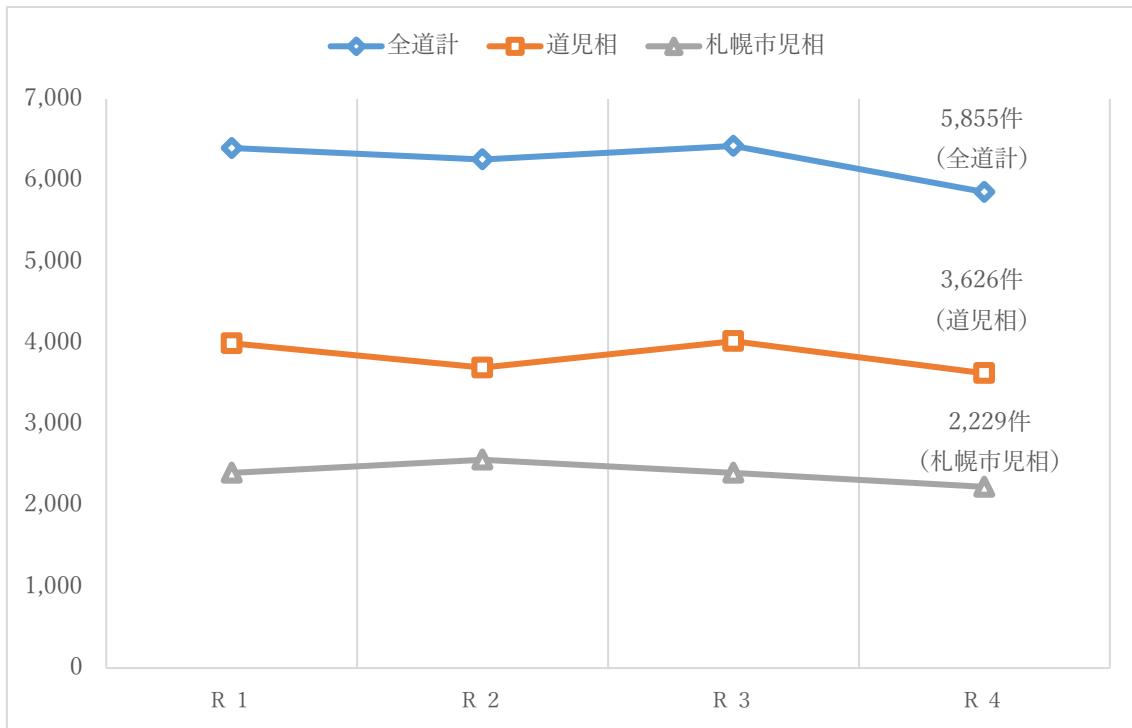
6 児童虐待相談対応件数の状況

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、高い水準で推移しており、令和4年度（2022年度）では、全道で5,855件となっています。

図表 34 児童虐待相談対応件数 (単位：件)

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91倍
道児相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90倍
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93倍
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03倍

※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数。



図表 35 相談対応結果 (R3～R4) (単位：件)

区分	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
R4年度	90	37	3,348	151	3,626
	2.5%	1.0%	92.3%	4.2%	100.0%
R3年度	122	14	3,676	208	4,020
	3.0%	0.4%	91.4%	5.2%	100.0%
増減	▲32	23	▲328	▲57	▲394

1 7 道民の意識とニーズ

2 (1) 夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数

3 「第 16 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（令和 3 年 国立社会保障
4 人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間 15～19 年夫婦の平
5 均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90 人と過
6 去最低となっています。

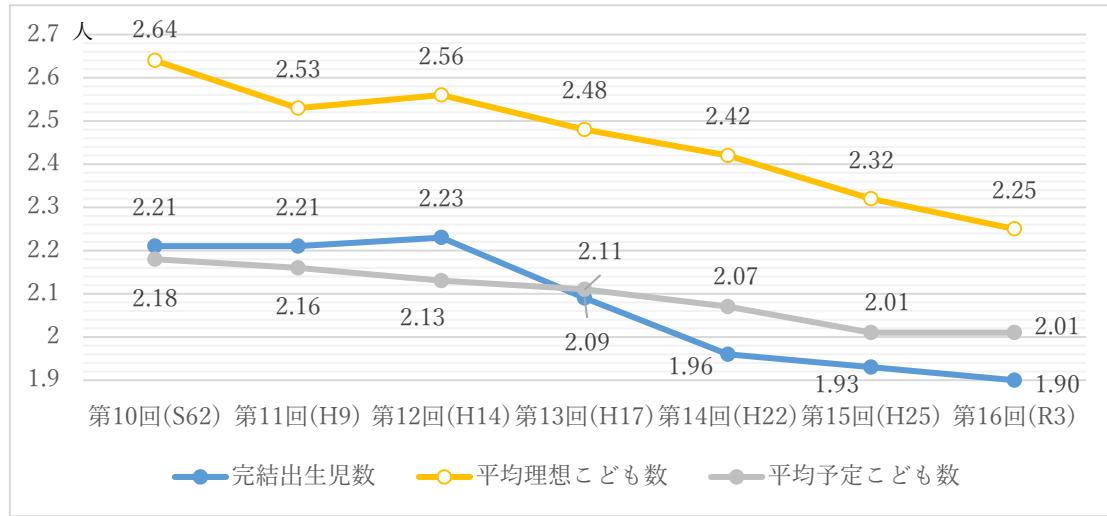
7 また、出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が 2 人以上生んでいますが、こ
8 どもが 0～1 人の夫婦の割合が増えてきています。

9 図表 36 夫婦の出生こども数分布の推移（結婚持続期間 15～19 年）

調査年次	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上	完結出生児数
第 10 回 (S62)	3.1%	9.3%	56.4%	26.5%	4.8%	2.21 人
第 11 回 (H9)	3.7%	9.8%	53.6%	27.9%	5.0%	2.21 人
第 12 回 (H14)	3.4%	8.9%	53.2%	30.2%	4.2%	2.23 人
第 13 回 (H17)	5.6%	11.7%	56.0%	22.4%	4.3%	2.09 人
第 14 回 (H22)	6.4%	15.9%	56.2%	19.4%	2.2%	1.96 人
第 15 回 (H27)	6.2%	18.6%	54.0%	17.9%	3.3%	1.93 人
第 16 回 (R3)	7.7%	19.7%	50.8%	18.6%	3.2%	1.90 人

10 また、夫婦にたずねた理想的なこどもの数（理想こども数）の平均値は、調査開始以降
11 最も低い 2.25 人となっており、夫婦が実際持つつもりのこどもの数（予定こども数）の
12 平均値も、2.01 人と前回調査時同様、過去最低となっていますが、理想こども数と予定こ
13 ども数は、いずれも夫婦の完結出生児数を上回る値となっています。

14 図表 37 完結出生児数と平均理想・予定こども数の対比



1 図表 38 夫婦の平均理想・予定子どもの数（結婚持続期間 15～19 年）

	第 10 回 (S62)	第 11 回 (H9)	第 12 回 (H14)	第 13 回 (H17)	第 14 回 (H22)	第 15 回 (H27)	第 16 回 (R3)
平均理想 子どもの数	2.64 人	2.53 人	2.56 人	2.48 人	2.42 人	2.32 人	2.25 人
平均予定 子どもの数	2.18 人	2.16 人	2.13 人	2.11 人	2.07 人	2.01 人	2.01 人

2

3 理想の子どもの数を持たない理由について、前述の出生動向基本調査のほか、道民意識調
4 査を行ったところ、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（全国：
5 52.6%、道：50.8%）であり、次に多いのは「高年齢でうむのはいやだから」（全国：40.4%、
6 道：28.4%）、「欲しいけれどもできないから」（全国：23.9%、道：17.0%）などとな
7 っています。

8

＜理想の子どもの数を持たない理由＞

項目		全国			北海道
		妻 35 歳未満	妻 35 歳以上	計	
経済的 理由	子育てや教育にお金がか かりすぎるから	77.8%	48.6%	52.6%	50.8%
理由	自分の仕事に差し支えるから	21.4%	14.9%	15.8%	15.5%
	家が狭いから	21.4%	7.5%	9.4%	7.2%
年齢・ 身体的 理由	高年齢でうむのはいやだから	19.7%	43.7%	40.4%	28.4%
	欲しいけれどもできないから	13.7%	25.5%	23.9%	17.0%
	健康上の理由から	13.7%	18.0%	17.4%	14.0%
育児負担		23.1%	22.9%	23.0%	11.7%
夫に 関する 理由	夫（妻）の家事・育児への 協力が得られないから	13.7%	11.1%	11.5%	4.5%
	末の子が夫（妻）の定年ま で成人して欲しいから	4.3%	7.1%	6.7%	4.2%
	夫（妻）が望まないから	11.1%	8.5%	8.9%	5.3%
その他		24.7%	11.4%	13.2%	25.4%

9 全国分：「第 16 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（令和 3 年度）」

10 北海道分：「北海道の人口減少などに関する意識調査（令和 5 年度）」

11

1 (2) 少子化や子育てについての道民意識

2 少子化や子育てについての意識やニーズに関する調査を実施しました（令和5年（2023
3 年）12月道民意識調査など）。調査結果は次のとおりとなっています。

4

5 ① 少子化に対する問題意識

6 少子化の進行は「非常に問題である」、「多少問題である」と回答した方が合わせて
7 92.2%を占め、道民の少子化に対する問題意識の高さが伺えます。

8 <設問：あなたは、少子化が進むことや「少子社会」について、どのように思いますか。>

	H18	H20	H24	H30	R 5	
非常に問題である	62.5%	61.2%	60.4%	63.7%	64.2%	92.2%
多少問題がある	29.3%	27.5%	28.3%	24.9%	28.0%	
特に心配する必要はない	4.5%	4.1%	4.9%	5.4%	4.2%	
むしろ望ましい	0.4%	0.7%	0.5%	0.6%	0.1%	
わからない	1.8%	5.0%	4.3%	4.2%	3.4%	
無回答	1.5%	1.6%	1.7%	1.3%	0.1%	

10

11 ② 子育ての環境に対する意識

12 少子化の進行を危惧する中で、住んでいる地域は、安心してこどもを育てられる環境だ
13 と思うかとの問い合わせに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した方が合わせて 57.2%
14 となっています。

15 また、人口規模別では、前回調査時の平成 30 年（2018 年）に比べ、札幌市や人口 10
16 万人以上の市で「安心してこどもを育てられる環境と思う」と回答した方が増加した一方
17 で、人口 10 万人未満の市や町村では減少しています。